

株式会社さくら

デイサービスセンターさくら
運営規定

指定通所介護及び指定通所介護相当サービス

デイサービスセンターさくら運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社さくらが開設する「デイサービスセンターさくら」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護又は指定通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターさくら
- (2) 所在地 菊川市土橋414番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 サービス提供時間を通じて1日1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 サービス提供時間を通じて、利用者が15名までは1名以上、それ以上5またはその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置
介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。

休 日 日曜日と法人が定めた休日とする。

*自然災害の影響、又は、影響の可能性がある場合や、感染症等の蔓延、又は、感染拡大の可能性がある場合は、事前に告知後に営業休止させて頂く場合があります。

(2) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後16時30分までとする。

(指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの利用定員は次のとおりとする。

1 単位 45名

(指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの内容)

第7条 指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 日常生活における相談及び助言

(7) その他日常生活上の援助

(利用料等)

第8条 指定通所介護又を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に記載された割合の額とする。

また、指定通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、菊川市または御前崎市の要綱に定める基準額とし、利用者負担額は指定通所介護相当サービスに係る費用基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者に支払われる指定通所介護相当サービス費の額を控除して得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費

昼食代750円、おやつ代50円

(2) おむつ代等

紙おむつ1枚150円、リハビリパンツ1枚150円、パッド1枚50円

(3) 連絡ノート代

1冊200円

(5) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり50円

(6) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 指定通所介護の通常の事業の実施地域は、菊川市全域、御前崎市全域、掛川市全域とする。

2 指定通所介護相当サービスの通常の事業の実施地域は、菊川市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護又は指定通所介護相当サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び当該利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅支援事業所又地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するために計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、指定通所介護又は指定通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業所は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業の提供に関し、介護保健法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、事業の提供をした利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに従業員への周知徹底を図る
 - (5) 事業所における虐待防止のための指針を整備する
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（損害賠償）

第17条 利用者に対する指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての重要事項）

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2)継続研修 年2回以上
- 2、 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4、 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社さくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（感染予防の取り組み）

第19条 事業所は、当該指定通所介護及び指定通所介護相当サービスにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（業務継続計画の取り組み）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2、 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施するものとする。
- 3、 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第21条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化と必要な措置を講じる。

（身体拘束等の禁止）

第22条 事業所は指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむおえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において『身体拘束』という。)を行わないものとする。

- 2、 事業所は、やむをえず身体拘束等を行う場合には、その詳細及び時間、その際に利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由、その他必要事項を記録するものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。